

## 不正行為認定件数 (法務省データ)

	H15年	H16年	H17年	合計
認定件数	92	210	180	482
うち団体監理型	87	208	175	470

不正行為認定の類型別内訳 (H15～17年の合計)		企業単独型		団体監理型				計 (延数)
				第一次受入れ機関		第二次受入れ機関		
第1類型	①二重契約	3	25.0%	5	8.9%	22	5.3%	30
	②研修・技能実習計画との齟齬	7	58.3%	33	58.9%	106	25.6%	146
	③名義貸し	1	8.3%	15	26.8%	218	52.7%	236
	④虚偽文書の作成・行使	8	66.7%	51	91.1%	37	8.9%	96
第2類型	所定時間外活動等	10	83.3%	7	12.5%	175	42.3%	192
第3類型	人権侵害行為等	6	50.0%	5	8.9%	42	10.1%	53
第4類型	問題事例未報告等	1	8.3%	4	7.1%	6	1.4%	11
第5類型	不法就労者の雇用等	3	25.0%	0	0.0%	60	14.5%	63
第6類型	準ずる行為の再発生	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
計		12		56		414		

さらに、労働基準監督機関による実習生受入れ事業場に対する監督指導結果によると、平成17年の違反事業場数は731件（違反率80.7%）となっており、違反内容は法定労働時間に係る違反、割増賃金に係る違反が多い。また、実習生に係る申告件数は126件と前年（48件）に比べ大幅に増加している。

このほか、JITCOが平成17年度に実施した巡回指導において、何らかの改善すべき点を指摘した受入れ企業は4,141企業であり、指摘内容としては、雇入れ時の健康診断の未実施、社会保険・労働保険の未加入、賃金控除協定の未締結等が多い。

○巡回指導等実施企業及び団体 (JITCO)  
平成17年度 5,945件 (うち訪問指導: 4,770企業、87団体)

## ○技能実習の申請と実行の乖離状況

項目	該当する企業数	全数に占める割合
技能実習申請職種との不一致	12	0.3%
技能実習申請場所との不一致	55	1.2%

## ○賃金の支払い状況

項目	該当する企業数	全数に占める割合
口座払いの同意書なし	254	5.3%
賃金控除協定の未締結	479	10.0%
割増賃金の不適正な支払い	68	1.4%
労働条件の書面による明示なし	8	0.2%
就業制限業務免許等なし	7	0.1%
定期健康診断の未実施	90	1.9%
雇入れ時の健康診断の未実施	1,285	26.9%
特殊健康診断の未実施	34	0.7%

## ○国の保険の未加入状況

項目	該当する企業数	全数に占める割合
健康保険未加入	903	18.9%
厚生年金保険未加入	906	19.0%
雇用保険未加入	822	17.2%
労災保険未加入	280	5.9%

## ○不適正なパスポート等の管理状況

項目	該当する企業数	全数に占める割合
不適正なパスポート等の管理	26	0.5%

なお、平成17年の実習生の失踪者数は1,236人であり、過去5年間で5千人を超える数となっているが、技能実習移行者数に占める割合は約4%にとどまっており、制度としては概ね3年間で帰国することが担保されていると言える。

### 3. 企業単独型と団体監理型の比較

研修生・実習生の受入れには、「企業単独型」と「団体監理型」の2つのタイプがある。「企業単独型」とは、日本の企業が海外の現地法人や合併企業、取引先企業の常勤職員を直接受け入れるものである。一方、「団体監理型」は、事業協同組合等の中小企業団体、商工会議所、商工会等が受入れ団体（第一次受入れ機関）となって研修生・実習生を受入れ、傘下の中小企業（＝受入れ企業、第二次受入れ機関）において実務研修及び技能実習を実施するものである。この「団体監理型」は、中小企業における研修実施機会の拡大ニーズに応えるため、平成2年8月に導入された。

この2つのタイプについて比較すると、技能実習移行者の95.4%が団体監理型による受入れであり、そのうち、事業協同組合等による受入れが約8割を占めている。

**企業単独型**（主に大企業）

- 研修生の要件  
次のいずれか  
・ 送出国の現地法人・合併企業の常勤職員  
・ 引き続き1年以上又は過去1年間に10億円以上の取引実績のある取引先の常勤職員  
・ 送出国の公務員等
- 入国者数等  
研修生7,570人（平成17年JITCO支援）  
技能実習移行申請者数1,891人（計40,993人の4.6%）（平成17年度）
- 失踪者数  
平成13～17年度 121人（1.5%）

**団体監理型**（協同組合等が第一次受入れ機関となるもの。主に中小・零細企業）

- 研修生の要件  
送出国の国・地方公共団体からの推薦を受け、かつ、日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験のある者
- 入国者数等  
研修生49,430人（平成17年JITCO支援）  
技能実習移行申請者数39,102人（計40,993人の95.4%）（平成17年度）
- 失踪者数  
平成13～17年度 6,198人（4.0%）

一方、法務省入国管理局が認定した不正行為482件（平成15～17年）のうち470件（98%）が団体監理型であり、また、失踪者の割合も企業単独型が1.5%であるのに対し、団体監理型は4.0%となっているなど、企業単独型に比べ、団体監理型で問題が多く発生している。特に団体監理型の中でも異業種の事業協同組合（異なる業種の企業で構成される事業協同組合）に所属する企業において問題が見られる割合が高い。